

下関市の地番・家屋番号の変更を行います (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治時代に宅地農耕地等に1番から順に地番（耕地番）が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、重複地番が多数存在しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

1 地番変更の実施時期及び実施地区

(1)平成31年1月28日 旧豊北町, 旧菊川町

(2)平成31年2月25日 旧豊田町, 旧豊浦町

2 地番の変更の方法

山地番に10000番を加算し変更します（例①）。ただし、旧豊北町大字神田上については、山地番に20000番を加算し変更します（例②）。

例① 1番→10001番

例② 123番→20123番

※ 家屋番号も同じ方法で変更します。

3 地番・家屋番号変更の通知

地番変更をした土地・建物の所有者の方には、地番変更実施の約1か月後に、地番・家屋番号変更の通知を郵送します。

平成29年度から3か年で、下関市の全地域で山地番の地番変更を実施しています。

地区ごとの実施時期は、山口地方法務局のホームページや下関市のホームページ等により随時お知らせします。

御不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

なお、本通知は、平成30年12月時点の登記情報に基づいて送付しています。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 050-3381-8756 (直通IP電話)

(平日8:30~17:15)

※お客様に文書が届いた直後は、電話が混み合うことが予想されます。
御迷惑をお掛けしますが、御理解のほど、よろしくお願い致します。